

令和6年度住民税非課税世帯臨時特別 給付金のご案内（1世帯3万円）

受給には手続きが必要です

- 令和6年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり3万円）は、令和6年度の住民税が均等割非課税の世帯を支援する給付金です。
- 既に令和6年度に他の自治体で実施された3万円の非課税世帯臨時特別給付金（名称の異なる同一趣旨の給付金を含む）を受給されている世帯は、受給することはできません（※基準日以前の転入者がいる世帯のみご注意ください）。

給付金の支給額

1世帯あたり **3** 万円

給付金の支給時期

中標津町が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

基準日（令和6年12月13日）時点で中標津町に住民登録がある
住民税が均等割非課税の世帯

令和6年1月1日時点で
中標津町に住民登録がある方

令和6年1月2日～12月13日までに
中標津町に転入された方

対象と思われる世帯に対して、
令和7年2月中旬頃に確認書を送付
（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和7年5月30日（金）

平日 午前8時30分～午後5時00分

申請場所：中標津町役場 福祉課窓口⑤番

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

住民税非課税世帯とは

世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税で構成される世帯

※住民税均等割・・・

中標津町での住民税均等割額は**5,000円**（町民税3,000円、道民税1,000円、森林環境税1,000円）です。

今年度5,000円以上住民税が課されている方を含む世帯は対象となりません。

※既に令和6年度に他の自治体で実施された3万円の非課税世帯臨時特別給付金（名称の異なる同一趣旨の給付金を含む）を受給した世帯及びその世帯主を含む世帯は**対象外**です（基準日以前に転入された世帯または転入者がいる世帯のみご注意ください）。

給付金の支給手続き

I 令和6年1月1日時点で中標津町に住民登録がある世帯

- 対象と思われる世帯には、令和7年2月中旬頃に、中標津町役場福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が世帯主宛に届きます。



- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、**返信してください。**

II 令和6年1月2日以降に中標津町に転入された方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、中標津町役場福祉課に**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（必要な添付書類については申請書裏面をご確認ください）とともに中標津町役場福祉課へ郵送、または、役場福祉課窓口までご提出ください。

※令和6年1月2日以降に入国された方は住民税非課税扱いですが、同じく申請が必要です。

※申請期間：令和7年2月17日（月）～令和7年5月30日（金）まで（土日祝祭日を除く）

平日 午前8時30分～午後5時00分



住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



国や市町村の職員などのかたる不審電話や郵便があった場合は、役場福祉課や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

中標津町役場



0153-74-0884（直通電話）

福祉課 社会福祉係